



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 0 号

平成25年(2013年)8月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
住民票の職権消除について (市 民 課)	3
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (")	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	4
市道の区域の変更について (道路管理課)	5
道路の供用の開始について (")	5

公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	5
予防接種を行うことについて (健康総務課)	6
予防接種を行う医師の承諾の撤回について (")	7
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	7
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	7
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	8
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課)	10

告 示

●金沢市告示第215号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
自転車 138台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成25年7月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成25年8月12日から同年11月11日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第216号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自	転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	8	台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	6	台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	2	台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	4	台
片町地区自転車等放置禁止区域	3	台
竪町地区自転車等放置禁止区域	5	台
森本駅前自転車等放置禁止区域	2	台
泉3丁目地内	1	台
入江3丁目地内	2	台
福増町地内	3	台
大野町4丁目地内	1	台
増泉2丁目地内	3	台
兼六町地内	1	台
金石本町地内	1	台
田上町地内	1	台
出雲町地内	1	台

安江町地内	自 転 車	2台
田中町地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	3台
下安原町地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	2台
西金沢1丁目地内	自 転 車	1台
四十万6丁目地内	自 転 車	1台
諸江町地内	自 転 車	3台
木越町地内	自 転 車	1台
北塚町地内	自 転 車	4台
瓢箪町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
旭3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成25年7月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成25年8月12日から平成26年2月11日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第217号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年7月31日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市諸江町中丁190番地9	廣 田 正 樹	男	昭和40年10月14日
金沢市小坂町西48番地	辻 村 宏 一	男	昭和49年2月20日

●金沢市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白根歯科クリニック	金沢市伏見新町276番地1	平成25年6月1日
みやうちこどもデンタルクリニック	金沢市南新保町へ33番地1	平成25年7月1日

●金沢市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
土原外科胃腸科医院	医療法人社団 一弘会 土原医院	金沢市大樋町8番1号	平成25年4月1日

●金沢市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
丸山歯科医院	金沢市入江2丁目12番地	平成25年4月30日
まつした歯科医院	金沢市寺中町ホ3番地2	平成25年6月30日
喜多歯科クリニック	金沢市駅西新町3丁目9番32号	平成25年6月30日

●金沢市告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
石黒 彰一	いしくろ接骨院	金沢市疋田2丁目238番地1階	平成25年7月1日

●金沢市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
八十嶋 耕司	加賀接骨院	金沢市畝田西4丁目93番地5	平成25年6月23日

石黒 彰一	いしくろ接骨院	金沢市疋田2丁目238番地1階	平成25年6月30日
-------	---------	-----------------	------------

●金沢市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年8月12日から同月26日まで一般の縦覧に供しません。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	小立野3丁目線 21号	小立野3丁目 1005番 1先から	旧	2.8	20.8
		小立野3丁目 1005番 1先まで	新	4.0	20.8
一般市道	森 本 13号 四 坊 町 線	月 影 町 月 57番 2先から	旧	6.8	15.0
		月 影 町 月 57番 2先まで	新	7.4~7.6	15.0

●金沢市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年8月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
小立野3丁目線 21号	小立野3丁目 1005番 1先から	平成25年8月12日
	小立野3丁目 1005番 1先まで	

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年8月12日から同年9月11日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成25年9月12日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成25年8月12日から同年9月11日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成25年8月12日から 平成26年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核（BCG）	生後1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子		

2 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで並びに小児用肺炎球菌及びインフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
橋本 浩之	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
浅野 博	浅野医院	石川県かほく市宇野気135番地	平成25年7月31日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地	平成25年7月29日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成25年8月12日から同年9月9日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成25年8月12日から 同月26日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年8月12日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市稚日野町南91番2から91番4まで、92番1から92番3まで、93番及び94番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市稚日野町南7番地 加野 一朗	農道 金沢市稚日野町南91番2
金沢市今町ル20番1、20番2、20番4、20番5及び20番7から20番17まで	金沢市入江1丁目143番地 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人	道路 金沢市今町ル20番5 公園 金沢市今町ル20番16 調整池 金沢市今町ル20番4 通路 金沢市今町ル20番15

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第24号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 平成25年4月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 83,940円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 83,420円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 84,470円
- 2 原料価格変動額 20,700円
算式 84,470円（1トン当たり平均原料価格） - 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格） = 20,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 20,700円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に16.97円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成25年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	243円93銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	241円93銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	229円43銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	227円60銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	222円60銭

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定した

ので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,420円
- (2) 原料価格変動額 4,500円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,420円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,500円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 4,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	412円65銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	403円55銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,420円
- (2) 原料価格変動額 4,500円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,420円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,500円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 4,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	412円73銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	403円63銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,420円
- (2) 原料価格変動額 4,500円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,420円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,500円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	391円50銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	382円40銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 83,420円

- (2) 原料価格変動額 4,500円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,420円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,500円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から9.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	435円11銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	426円1銭

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程 (平成13年公営企業管理規程第3号) 第5条第1項の規定により、平成25年8月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成25年8月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
580	アイピーシー株式会社	金沢市西金沢2丁目74番地

平成25年(2013年)8月12日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)8月12日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄